# 第1章

# 計画策定にあたって

# 第1章　計画策定にあたって

## １　計画策定の趣旨

日本では少子化が進んでおり、1 年間に生まれる子どもの数が 1970 年代前半には約 200 万人でしたが、2005 年には約 106 万人と 1899 年（明治 32 年）に人口動態の統計をとり始めて以来最低を記録しました。少子化の現状を表す合計特殊出生率（再生産年齢とされる 15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率の合計値で、一人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数を示す値）も、2007 年において、全国では「1.34」、香川県では「1.48」となっています。

平成 4 年の国の国民生活白書において「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子ども数の低下傾向」であることを「少子化」と定義し、ここで「少子化」という言葉が初めて使われ、一般に広がりました。また、平成 16 年版少子化社会白書において「合計特殊出生率が人口置換水準をはるかに下まわり、かつ、子どもの数が高齢者人口（65 歳以上人口）よりも少なくなった社会」を「少子社会」と定義しています。日本は 1997 年に少子社会となりました。日本の人口置換水準（母親が産んだ女児が母親と同年齢になったとき全く同数であるために必要な合計特殊出生率の値）は 2.08 と推計されていますが、日本の合計特殊出生率は 1974 年以降 2.08 を下まわっています。

このような急速な少子化の進行は、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化と合わせて、子どもの健やかな成長を阻害し、社会全体の活力にも影響を与えることが懸念されています。

こうした少子化の流れに対して国では、2006 年に児童手当充実などの支援策を盛り込んだ「新しい少子化対策」を決定しました。そのなかで『政府は、1990 年代半ばからの「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」に基づき、少子化対策を推進してきた。2003 年には「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005 年度からは「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策が推進されてきた。しかしながら、従来の対策のみでは、少子化の流れを変えることができなかったことを深刻に受け止める必要がある。』と記されており、現状のままでは、少子化は今後も一層進行することが予想されています。

三木町においても平成１５年に策定した「三木町エンゼルプラン」に基づき、少子化対策・子育て支援施策に取り組んできましたが、この計画をさらに発展させるものとして、また総合計画などの上位計画や他の福祉計画などとの整合性を図りながら、子育て家庭を地域全体で支援していくことをさらに総合的・計画的に推進していくため平成 16 年度に「三木町次世代育成支援行動計画」を策定し、長期ビジョンに立ち三木町の次代を担う子どもたちや子育て家庭の為の環境づくりを推進して参りました。

昨今、子育てをめぐる環境がますます厳しさを増す中で、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、これまでの計画の見直しを行い、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「三木町次世代育成支援後期行動計画」の策定を行います。

## 2 計画の性格･位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく法定計画で、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、行政、地域、事業者などすべての者を対象としており、地域社会での協働の下、子どもの健全育成、子育て支援などの次世代育成支援対策に関する取り組みを進めるために策定します。

## 3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とします。

なお、推進法は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取り組みを推進するために制定され、行動計画については 5 年ごとに策定するものとされていることから、1 回目に策定された行動計画（前期計画）における、必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定します。

また、毎年、計画の実施状況を把握・点検した上で公表し、町民とともに進行管理を行っていきます。

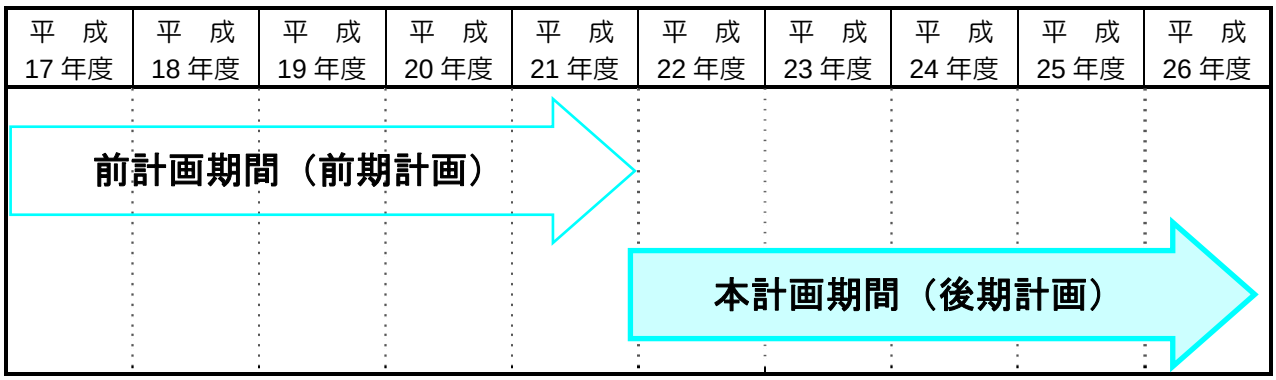

# 4 策定の方法

## (1)調査の実施

本計画を策定するにあたり、平成 20 年 12 月に「三木町次世代育成支援後行動計画ニーズ調査」を実施し、子育て家庭の実態や意向、課題等について意見を聞きました。

［図］「三木町次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

| 調査対象 | 就学前児童のいる世帯 | 小学校児童のいる世帯 |
|---|---|---|
| 標本数 | １，０００世帯 | １，０００世帯 |
| 抽出法 | 無作為抽出 | |
| 調査方法 | 郵送による | |
| 回収数 | ７５１世帯 | ７１３世帯 |
| 有効回収率 | ７５．１％ | ７１．３％ |
| 調査時期 | 平成２０年１２月１日～平成２０年１２月１９日 | |
| 調査地区 | 町内全域 | |

## (2)策定体制

本計画の策定にあたり、町民、関係団体、有識者からなる「三木町次世代育成支援後期行動計画策定委員会」を設置し、三木町の子育て支援のあり方について協議します。